

実用鶏ひなの譲渡に関するよくあるご質問

Q1 養鶏業者の定義は何ですか？

A1 養鶏業を主たる収入源としている事業者を想定しています。

具体的には、卵や鶏肉を販売する目的で鶏を飼養している事業者を指し、鶏の育成業者もこれに該当します。

なお、観賞用やペットとしての飼育は愛玩目的と考えられるため、養鶏業者には当たらないと考えています。

Q2 鶏の飼養経験がない場合、名古屋種を譲渡しないのは何故ですか？

A2 名古屋種は地鶏であり、一般的な鶏と比較して、飼養管理が難しいとされているからです。

名古屋種は、臆病な性格で物音に敏感であり、鶏舎内で圧死等の事故が起こりやすいこと、ひなが飲水や餌を覚えるまでに時間がかかること等の特徴があるため、一般的な鶏を飼養したことがある方のみにひなを譲渡しています。

Q3 1度の注文羽数を原則100羽以上とする理由は何ですか？

A3 名古屋種の普及・振興を図る観点から、100羽以上のひなを飼育できる養鶏業者の方を中心に譲渡したいと考えています。

Q4 県内農家と県外農家で、ひなの譲渡価格が異なるのは何故ですか？

A4 県内の養鶏振興を図るため、全ての鶏種について、県内外で価格差を設けています。

また、ひなの譲渡は県内農家を優先していますので、ご了承ください。

Q5 ひなは、配送業者を利用して配送してもらえますか？

A5 原則、種鶏場までひなを引取りに来ていただくこととしています。

ただし、譲受希望者が自ら配送業者を手配し、配送業者から種鶏場までの距離が15 km以内の場合は、種鶏場が配送業者までひなを運搬できる場合があります。

なお、配送中のひなに衰弱等の異常が生じても、種鶏場はその責を負わないものとします。また、配送に係る費用は、譲受希望者の負担とします。

Q6 譲渡日が近づいても、納入通知書が届きません。

A6 至急、種鶏場へご連絡ください。

Q7 名古屋種の飼育方法について知りたいです。

A7 名古屋種の飼育方法は、愛知県農業総合試験場のホームページに掲載されている、飼育管理マニュアルを参考にしてください（愛知県農業総合試験場 技術情報 <https://www.pref.aichi.jp/site/nososi/>）。